

## 診療情報提供についてのご案内

五日市記念病院では、厚生労働省の「診療情報の提供などに関する指針」に基づいて、積極的に診療情報の提供を行っています。その目的として、次のようにうたっています。

医療従事者等が診療情報を積極的に提供することにより、患者等が疾病と診療内容を十分理解し、医療従事者と患者等が共同して疾病を克服するなど、医療従事者等と患者等とのより良い信頼関係を構築することを目的とするものである。

### 診療情報の提供とは？

「診療情報の提供」とは、診療の過程で患者様の身体の状態、病状、治療等について医療従事者が知り得たことをお知らせすることを言います。

「診療情報の提供」には「(1) 診療情報の説明」と「(2) 診療情報の開示」があります。

#### (1) 診療情報の説明（説明文書の交付、「健康のあゆみ」・「入院のあゆみ」の発行）

日常の診療において、診療録に記載された診療情報について、担当医からわかりやすくご説明いたします。

#### (2) 診療情報の開示

患者様等の求めに応じ、診療記録を閲覧に供する事、診療記録複写又は要約書の交付を行うことを示しています。（病院に申請を行っていただき、許可を得た場合に開示を行います）

### 提供する診療情報の範囲

診療記録、手術・麻酔記録、処方内容、他医への紹介状等、画像記録等、検査記録、検査結果報告書、リハビリテーション記録、栄養指導記録、看護記録など。これらに代わる要約書も範囲に含まれます。

ただし、他の医療機関からの紹介状等、第三者が作成又は第三者から得た情報、並びに患者様の事務的管理を目的として病院が作成する資料については、診療情報に含まないものとします。

## 開示を求めることの出来る対象者

- (1) 患者本人
- (2) 患者に法定代理人がいる場合には、法定代理人（親権者・未成年後見人・成年後見人）  
※ただし、満 15 歳以上の未成年については、疾病の内容によっては患者本人のみ
- (3) 診療契約に関する代理権が付与されている任意後見人（任意後見人契約に関する法律に基づき後見人になった者）
- (4) 患者本人から代理権を与えられた親族及びこれに準ずる者（代理権の有無は委任状を持って確認）
- (5) 患者が成人で判断能力に疑義がある場合は、現実には患者の世話をしている親族及びこれに準ずる者
- (6) 患者本人から代理権を得た弁護士
- (7) 患者が死亡されたのちは、患者の生前に拒否のない、患者の配偶者、子、父母及びこれに準ずる者（法定相続人）

※ 「親族」とは、6 親等内の血族、配偶者、3 親等以内の姻族（民法 725 条）を指し、「これに準ずる者」とは、内縁の妻など、民法 958 条の 3 の特別縁故者を指します。

## 開示の手続き

|         |                                                     |
|---------|-----------------------------------------------------|
| 申込み     | 本館 1 階受付へ「カルテ開示の件」とお声掛けください。                        |
| ↓       |                                                     |
| 申請      | 当院規定の申込書、ご本人以外が申請する場合は、委任状に必要事項をご記入して頂き、受付へ提出して下さい。 |
| ↓       |                                                     |
| 担当者より連絡 | 開示の可否、開示の場合は日時をご連絡いたします。                            |
| ↓       |                                                     |
| 開示      | 申請から開示決定まで 14 日程頂きますが、場合によっては延長させて頂く事があります。         |

※ 診療録などの開示請求は、個人情報保護の為、原則、直接来院し請求する事になっています。そのため受け渡しの際も原則直接来院して頂きます。

※ 患者様本人や第三者の利益を損なう恐れがあるときは、開示を行えない場合がありますのでご了承ください。

## 必要書類

(患者様本人が申請する場合)

身分証の写し(運転免許証・健康保険証等。住所、氏名、生年月日が記載されたもので、公的機関が証明しているもの)

(患者様本人以外が申請する場合)

- ① 戸籍謄本、患者と申請者の関係が記入された住民票、法定代理人である旨の証明書類、任意代理人は登記事項証明書(3ヶ月以内)
- ② 患者本人の身分証(運転免許証・健康保険証等。住所、氏名、生年月日が記載されたもので、公的機関が証明しているもの)※死亡時不要
- ③ 請求者の身分証(運転免許証・健康保険証等。住所、氏名、生年月日が記載されたもので、公的機関が証明しているもの)
- ④ 本人から代理権を与えられた方は、委任状(3ヶ月以内)

## 費用

| 種類              | 単位  | 費用(税込)  | 備考         |
|-----------------|-----|---------|------------|
| 手数料             | 1件  | 9,500円  |            |
| 閲覧              |     |         |            |
| 医師面談料           | 30分 | 5,500円  |            |
| コピー代            |     |         |            |
| 紙カルテコピー・電子カルテ印刷 | 1枚  | 33円     | (モノクロ)(片面) |
|                 | 1枚  | 110円    | (カラー)(片面)  |
| C D-R(画像情報)     | 1枚  | 1,100円  |            |
| その他             |     |         |            |
| 要約書作成料          | 1枚  | 11,000円 |            |

## 窓口

診療情報提供に関する当院の窓口は、1階受付です。お気軽にご相談ください。

受付時間

月曜日～金曜日 8:30～17:00

土曜日 8:30～12:00



社会医療法人 清風会

五日市記念病院

〒731-5156 広島市佐伯区倉重1丁目95番地

TEL (082) 924-2211

FAX (082) 924-8111